

□共同事業実施項目の確認

当健康保険組合が実施している共同事業は、以下の通りですので、法の定めに従い公表いたします。

N S D 健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する

高額医療交付金交付事業の公表について

N S D 健康保険組合
理事長 三池 真優子

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用—については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。N S D 健康保険組合（以下「当組合」という。）では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称—について、次のように公表いたします。

1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・ N S D 健康保険組合 高額医療交付金事業担当者
常務理事
- ・ 健康保険組合連合会 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員
- ・ 業務委託先 公益財団法人日本生産性本部
株式会社N S D 医療ヘルスケア営業推進部
及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

- N S D 健康保険組合 東京都千代田区神田淡路町2-105
理事長 三池 真優子
管理責任者 常務理事
- 健康保険組合連合会 東京都港区南青山1-24-4
会長 宮永 俊一
管理責任者 組合サポート部 部長

NSD健康保険組合並びに各事業所が共同で実施する

健康診査事業の公表について

NSD健康保険組合
理事長 三池 真優子

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。NSD健康保険組合では、健康診査事業について、各事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. 各事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、各事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

各事業所が行う労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）、特定健診項目（質問票含む）、オプション検査等の付加検査項目とNSD健康保険組合が35歳以上の被保険者に実施する人間ドックの標準健診項目とオプション検査等の付加検査項目

3. データの取得方法

役職員：履歴書等書面、健康診断や人間ドック申込時のWeb登録フォームからの入力
退職者：退職時に書面で取得する住所・連絡先、書面の人間ドック申込書

4. 健診データを共同利用する者の範囲について

各事業所の管理部門及びNSD健康保険組合の役職員

5. 健診データを共同利用する者の利用目的について

・各事業所の管理部門においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、NSD健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、管理部門にデータ保存し、各事業所の産業医の判定と指示にしたがって、各事業所の保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- ・NSD健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、各事業所の管理部門とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、委託業者に業務委託し、健康相談、特定保健指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、受診勧奨や健康教育を行います。

6. 健診結果データの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

NSD健康保険組合	東京都千代田区神田淡路町2-105
理事長	三池真優子
管理責任者	常務理事

株式会社NSD	東京都千代田区神田淡路町2-101
代表取締役	今城 義和
管理責任者	人事部長

株式会社FSK	福島県いわき市内郷御厩町3-168
代表取締役	坂本 桂一
管理責任者	総務部長

株式会社シェアホルダーズ・リレーションズ	東京都千代田区神田淡路町2-105
代表取締役	勝山 文成
管理責任者	企画部長

ウィナーソフト株式会社	東京都千代田区神田淡路町2-105
代表取締役	周 密
管理責任者	企画管理本部長

株式会社アートホールディングス	福井県鯖江市上河端町第6号1番地33
代表取締役	蜂谷 望
管理責任者	管理部門長

株式会社アートテクノロジー	福井県鯖江市上河端町第6号1番地33
代表取締役	蜂谷 望
管理責任者	管理部門長

株式会社アートファイネックス

福井県鯖江市上河端町第6号1番地33

代表取締役 三好 寛明

管理責任者 管理部門長

株式会会社AGM

福井県鯖江市上河端町第6号1番地33

代表取締役 蜂谷 望

管理責任者 管理部門長

☐ 同意項目の確認

個人情報保護法では、加入者の同意が必要になる項目のうち、加入者の利益になるものや、事業者の負担が膨大になり、かつ明示的な同意を得ることが必ずしも加入者にとって合理的でないものについては、あらかじめ加入者が容易に知り得る方法で通知し、「黙示の同意」による同意を得ておくことでよいことになっています。

当健康保険組合では、下記の項目についてはこの趣旨に該当すると判断しましたのでお知らせします。同意されない場合は、文書でもって健康保険組合に申し出てください。

- ☐ 高額療養費や傷病手当金・出産手当金などの現金給付の申請を事業主経由でおこなうこと
- ☐ 医療費通知を世帯まとめて行うこと